

申請にあたっての注意点

※ご記入の前に必ず利用者登録要綱を確認のうえ記入してください。

○申請書の提出が金融機関にも必要な場合

- ・新規利用者登録を行うとき（オンライン口座振替ご利用の場合を除く）
- ・指定口座を変更するとき
- ・指定口座名義人が変わったとき（苗字変更等を含む）

○金融機関に申請書の提出は不要だが、口座情報の記入が必要な場合

※「口座振替納付依頼書」以下は口座名義人が記入してください。

- ・口座番号等の変更はないが、団体代表者が変更になるとき
- ・団体代表者と口座名義人が同一になるとき
- ・口座住所に変更が生じるとき
- ・更新・変更時、団体代表者と口座名義人が異なるとき

○団体登録名簿の提出が必要な場合（団体登録者のみ）

- ・新規登録・更新の申請を行うとき
- ・メンバーの変更が生じるとき
- ・登録区分を個人から団体に変更するとき

○申請書記入に関して

楷書で正確にご記入ください

○減免・学生料金の利用者様へ

- ・減免等に該当する申請者で複数の種別（施設）を登録される場合、種別（施設）によって減免等の基準が違ふ為、種別（施設）毎に利用者登録申請書を提出する必要があります。詳しくは施設窓口でお尋ねください。
- ・減免・学生料金など有効期限のある登録者は、その都度、更新手続きが必要です。詳しくは施設窓口でお尋ねください。

○個人または団体の代表者が18歳未満の学生の場合

- ・保護者の同意書が必要です。利用者登録申請書と一緒に施設窓口に提出してください。その際、学生証など本人確認できるものをご持参ください。

○代理人が利用者登録申請書を提出される場合

- ・委任状と代理人の本人確認できるものをご持参ください。

申請書記入からご利用開始までの流れ

ゆうちょ銀行を利用される方(プリンタをお持ちではない方)

1・施設窓口にて申請書一式を受け取る。

施設窓口にて3枚複写式の申請書を受け取ってください。

※団体で申請する場合は「団体登録名簿」、利用者本人(団体の場合は代表者)以外が申請書を提出する場合は「委任状」、利用者本人もしくは団体の代表者が18歳未満の場合は「同意書」が必要となりますので窓口にてお申し付けください。

2・申請書に申請内容を記入する。

申請書は不備なくご記入ください。申請書の内容に確認事項がある場合には、確認のご連絡や改めて申請書のご提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※団体の場合は団体登録名簿の作成も必要です。

3・引き落とし先金融機関の承認を受ける。

引き落とし先の金融機関の窓口へ申請書を提出し、承認印を受けてください。

※承認後、3枚目(本人控)が返却されます。

4・ご利用施設に申請書を提出する。

申請書をお持ちいただく方の本人確認を行いますので、本人確認のできる書類(免許証等)をお持ちください。
※ご利用されたい施設(種別)が複数ある場合にはそれぞれの施設へ提出が必要です。

例:「体育館」+「音楽・演劇練習場」+「市民センター」

体育館、音楽・演劇練習場、市民センターそれぞれに提出が必要です。

体育館の場合⇒9施設のうちのいずれか1か所に提出

音楽・演劇練習場の場合⇒公共施設案内・予約システムより予約が可能である3施設のうちの1か所に提出

市民センターの場合⇒7施設のうちのいずれか1か所に提出

5・利用者登録通知書の受け取り

登録審査完了後、利用者登録通知書が郵送されます。

(申請書のご提出日から、2週間から4週間程度お時間をいただきます。)

※申請時期や申請書に確認事項があった場合には発送時期が前後する場合があります。

※利用者IDはご本人(団体の場合は代表者)のみご利用いただけます。

システムに関するお問い合わせも、利用者本人(団体の場合は代表者)以外の方にはご回答できかねます。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合は登録審査完了までに3週間から4週間程度お時間をいただきます。

申請書記入からご利用開始までの流れ

ゆうちょ銀行以外の金融機関(プリンタをお持ちの方)

1. ご自宅のパソコンから申請書一式を印刷する。

福岡市公共施設案内・予約システム(様式等ダウンロード)から申請書一式を印刷してください。

- ・個人利用の方は「申請書(1～3ページ)」を印刷してください。
- ・団体利用の方は「申請書(1～3ページ)」と併せて「団体名簿(4～5ページ)」を印刷してください。

※利用者本人(団体の場合は代表者)以外が申請書を提出する場合「委任状(6ページ)」が必要です。

※利用者本人もしくは団体の代表者が18歳未満の場合は「同意書(7ページ)」が必要です。

2. 申請書に申請内容を記入する。

申請書は不備なくご記入ください。申請書の内容に確認事項がある場合には、確認のご連絡や改めて申請書のご提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※団体の場合は団体登録名簿の作成も必要です。

3. 引き落とし先金融機関の承認を受ける。

引き落とし先の金融機関の窓口へ申請書を提出し、承認印を受けてください。

※承認後、2枚目(福岡市控)3枚目(本人控)が返却されます。

4. ご利用施設に申請書を提出する。

申請書をお持ちいただく方の本人確認を行いますので、本人確認できる書類(免許証等)をお持ちください。

※ご利用されたい施設(種別)が複数ある場合にはそれぞれに提出が必要です。

例:「体育館」+「音楽・演劇練習場」+「市民センター」

体育館、音楽・演劇練習場、市民センターにそれぞれ提出が必要です。

体育館の場合⇒9施設のうちのいずれか1か所に提出

音楽・演劇練習場の場合⇒予約が可能な施設3施設のうちの1か所に提出

市民センターの場合⇒7施設のうちのいずれか1か所に提出

5. 利用者登録通知書の受取

登録審査完了後、利用者登録通知書が郵送されます。

(申請書のご提出日から、2週間から4週間程度お時間をいただきます。)

※申請時期や申請書に確認事項があった場合には発送時期が前後する場合があります。

※利用者IDはご本人(団体の場合は代表者)のみご利用いただけます。

システムに関するお問い合わせも、利用者本人(団体の場合は代表者)以外の方にはご回答できかねます。